

令和4年度

第3回西条市地域公共交通活性化協議会

(書面決議)

資料

【協議事項関係】

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価(案) 1

※ 参考資料

○ 事業評価とは 7

○ 令和4年度西条市生活交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画) 9

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名:西条市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域内ライダーシステム確保維持国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
せとうち周桑バス株式会社	保井野線 周桑(暫)～溝谷口～保井野	地域住民のニーズを把握しながらより効率的な運行のために必要な改善を行う。 国庫補助対象幹線系統やJRとの接続の利便性向上に努めた。	A 計画通り事業は適切に実施された。	C 【目標達成率】56.7% (目標:3人/便) 【利用者数/便】1.7人/便 (対前年度比:113.3%) (対前々年度比:100%) 【収支率】8.9% (対前年度比:▲0.8%) (対前々年度比:▲1.6%) 利用者数は低調な状況となっている。	地域住民の意向やバス利用者のニーズを把握しながら、必要なバス路線の構築に努め、効率的な運行を検討するとともに、協議会にて策定したバス路線見直しフローに基づき、利用者の定着と運行の効率化を図る。 保井野線については、バス路線見直しフローに基づき再編を検討している。
瀬戸内運輸株式会社	西之川線 西条駅前～西条済生会病院前～西之川		A 計画通り事業は適切に実施された。	A 【目標達成率】116.7% (目標:3人/便) 【利用者数/便】3.5人/便 (対前年度比:97.2%) (対前々年度比:83.3%) 【収支率】17.7% (対前年度比:▲0.3%) (対前々年度比:▲3.2%) コロナ禍の影響から利用者数の減少が見られたが、利用者の定着により、目標を達成した。	

事業実施と生活交通確保維持改善計画(又は地域公共交通計画)との関連について

令和 年 月 日

	協議会名: 西条市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内ファイダーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>西条市は、愛媛県東予東部に位置し、面積は510.04km²で県下第3位、人口は104,791人(令和2年国勢調査)で、南は西日本最高峰の石鎚山、北は瀬戸内海に囲まれており、豊かな水資源等を活用した農業・水産業・工業の盛んな町である。</p> <p>市内の身近な公共交通として、路線バス・鉄道・タクシーが市民や来訪者の移動手段として大きな役割を果たしている。しかし、公共交通利用者が年々減少する中、今後の人口減少や高齢化の一層の進展を見据えた交通体系の構築が必要不可欠であり、交通空白地への対応や山間部に居住する高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>その中で、通院や買い物、通勤・通学といった利用目的に見合う交通体系の構築や広域幹線との接続による利便性の向上、まちづくりとの一体性による地域の活性化を図るためにも身近な路線バス等、移動手段の確保が必要である。</p>

西条市地域公共交通活性化協議会

地域内ファイダー系統
事業評価(令和4年度)

西条市基礎データ

合併状況:平成16年11月に2市2町が合併
人口:10万6千人(令和4年11月末現在)
面積:510.04平方キロメートル

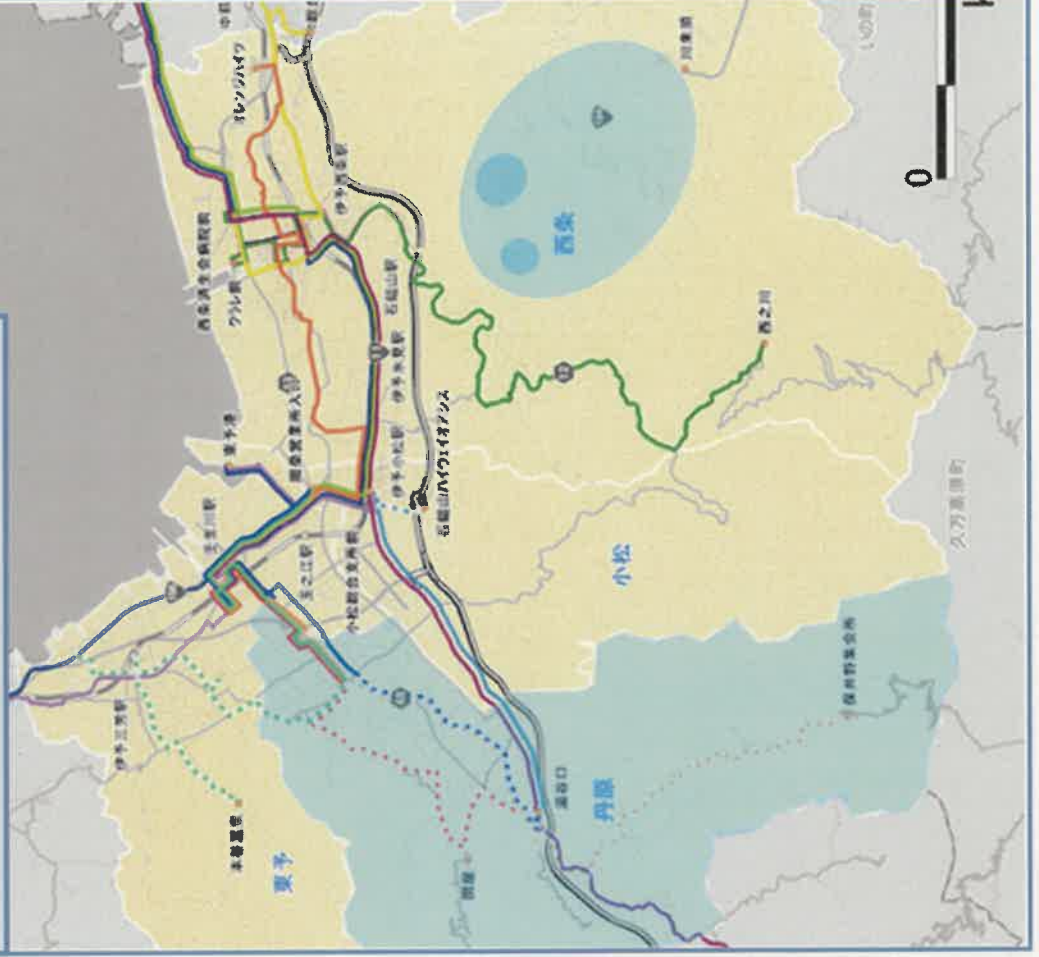
地域の交通の目指す姿(事業実施の目的・必要性)

別添1-2参照

西条市における主な公共交通概要

- (幹線)
- 鉄道
 - ・四国旅客鉄道(株) 予讃線(市内7駅)
- バス
 - ・今治市を起点に西条市を經由し、新居浜市までを運行する民間事業路線
 - ・JR松山駅を起点に東温市と西条市を經由してJR新居浜駅までを運行する特急線
- (ファイダー)
- バス
 - ・JR壬生川駅で幹線につながる民間事業路線
 - ・JR伊予西条駅で幹線につながる民間事業路線
- デマンド型乗合タクシー
 - ・加茂地区と西条市街地を結ぶ運行
 - ・丹原地域内を運行

西条市の公共交通ネットワーク図



協議会の構成員

西条市 瀬戸内運輸(株) セとうち周桑バス(株) 愛媛県バス協会 愛媛県ハイヤー・タクシー協会 四国旅客鉄道(株) 四国地方整備局 西条・西条西警察署 西条市連合自治会 西条市老人クラブ連合会 西条市連合婦人会 西条市社会福祉協議会 西条商工会議所 周桑商工会 西条市観光物産協会 西条市医師会 瀬戸内運輸労働組合 四国運輸局

前年度の事業評価における課題

地域住民の意向やバス利用者のニーズを把握しながら、必要なバス路線の構築に努め、効率的な運行を検討するとともに、路線バスを身近な移動手段として認識してもらったものの取り組みを実施し、利用者の定着と増加を図る必要がある。

定量的な目標・効果

(目標)

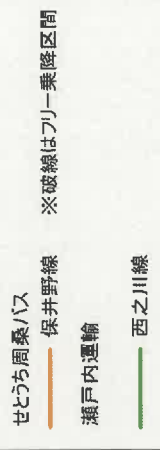
- ・移動目的に見合う環境が整うため、利便性の向上による路線バス利用者増加を図る。

※1便当たり利用者数を3人以上とする。

(効果)

- ・買い物や通院といった高齢者等の移動目的に見合う路線を確保することで、外出機会の増加を促進し、生きがいづくりの一端を担うとともに、需要と供給による更なるサービスの向上が期待できる。

ファイダー系統図



「定量的な目標・効果」達成のための具体的な取組

- ・外来者へのわかりやすい公共交通情報提供のため、令和3年10月JR伊予西条駅前のバス乗り場の時刻表と経路図の色のリンク表示と、壬生川駅前のバス乗り場の表示を行った。
- ・保井野線の壬生川駅でのJRとの接続改善のため、令和3年10月ダイヤ改正を行った。
- ・平成29年度からは、利便性の向上を図るためのダイヤ改正を行うとともに、路線バスを日常生活において身近な移動手段として認識、利用してもらえよう、高齢者などの外出目的である通院や買い物などの路線バス利用に応じたバスの利用例をわかりやすく記載したチラシを新ダイヤで作成し、配布した。
- ・移動実態の把握により、平成27年10月から路線の一部延伸・ルートの見直し等に取り組みんできた。

自己評価

事業実施の適切性

- ・保井野線
交通空白地への一部路線延伸による、新たな利用者の開拓と、日常生活に必要な病院や商業施設が立地する主要道路を通るルートへ見直すとともに、ダイヤ改正により利便性の向上を図っている。
- ・西之川線
山間部からの路線を市街地における循環的な役割を担う路線へと見直し、駅や病院、商業施設を経由することで山間部住民の移動をはじめ市街地での利便性の向上を図っている。また、沿線自治会からの要望に基づき一部ダイヤ改正をおこない利用者のニーズにこたえている。

「定量的な目標・効果」の達成状況

- ・市街地等で外出目的に見合う路線へ見直しを行い、利便性の向上につなげるダイヤ改正を行った効果から利用者の定着に繋がったこと等により、西之川線については、コロナ禍にあっても全体的に利用者が減少したが、目標(1便あたりの利用者数3人以上)を達成することができた。
- ・一方で、保井野線については、ダイヤ改正等利便性の向上に努めたが、利用者の低調な状況が続いており、デマンド交通を含めた再編を検討している。
- 保井野線:1.7人/便
- 西之川線:3.6人/便

今後の事業に向けた改善点

- ・高齢化や人口減少が進む中で、買い物や通院といった市民の移動目的に見合った路線変更等を実施し、利用者の利便性の向上に取り組んできた。利便性及び効率性の向上を図るダイヤ改正を行い、それらの周知も含めた啓発用チラシを作成し配布したことなどから、1便あたりの利用者が目標値を達成している系統もあり、一定の効果は見受けられたものの、一部の系統では利用者は減少傾向となっている。今後においても、路線バスの利用状況を把握しながら、地域住民の必要とする路線の構築などに努め、交通体系の効率的な運行に向けた取り組みが必要と判断している。
- ・また、山間部だけでなく市内全域における交通空白地域の解消、運転免許証自主返納者の移動手段の確保、高齢者などの移動利便性の向上など、路線バスの利用促進だけでなく、今後の交通体系のあり方を検討していく必要性が高まっており、地域住民と行政、関係事業者が協働で地域の実情に応じた交通体系の検討を進める。

その他PRポイント

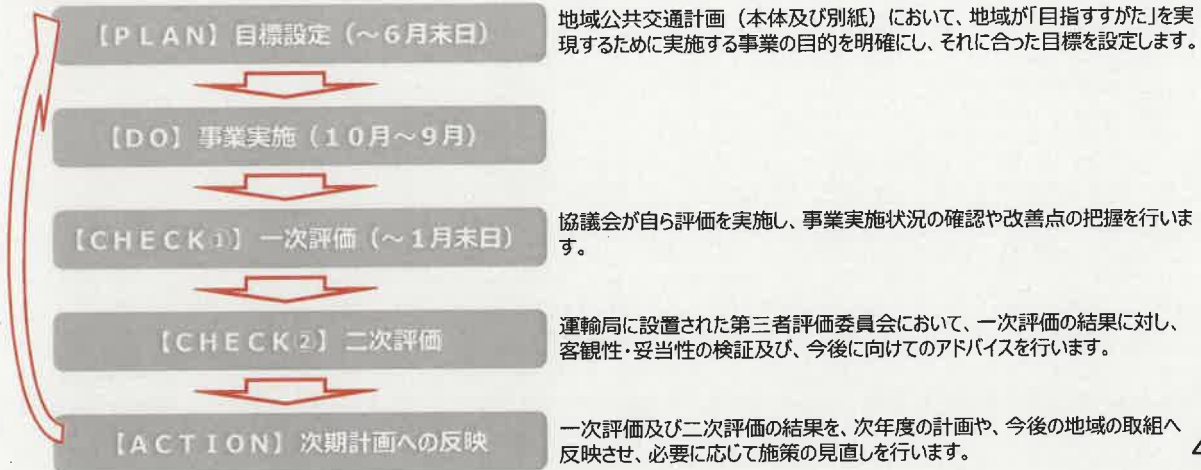
事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するものです。

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業年度で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になります！



事業評価の流れ



46

4. 事業評価

事業評価（一次評価）の提出について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業につきましては、同事業実施要領8、およびガイドス等に基づき、協議会で諮った上で自己評価（一次評価）を1月末日までに当局宛てに送付いただく必要がございます。提出いただいた自己評価を基に、運輸局において第三者評価委員会に基づく二次評価を行います。

※フィーダーについては、補助金交付申請の有無にかかわらず、「計画認定を受けた」全ての協議会が評価対象になります。

※評価結果は補助金交付決定の可否に影響を与えません。

※車両補助を活用した場合は、フィーダーの評価の際にその内容も含めて評価して下さい。

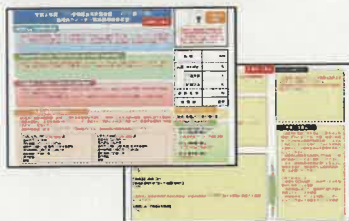
【例外】利便増進計画に基づいて実施される事業については、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価で代わりとすることができます。（※計画認定時に特例の適用を受けている必要がございます。）

提出書類

①事業評価.xlsx



②事業評価ポンチ絵.pptx



③添付書類

- (例)
- ・地域の公共交通体系図（鉄道、民間路線バス、コミバス等）
 - ・補助対象事業の運行系統図・区域図
 - ・補助対象事業の実績データ（利用者数、収支等）
 - ・その他参考となる資料（利用促進の取組等）

直近3カ年分の関東管内各協議会の事業評価を、下記リンク先「各事業評価の公表」にて掲載しておりますので参照下さい。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/business-evaluation.html



47

事業評価.xlsx様式の記載事項

評価は、判定結果のみをもって一喜一憂すべき性質のものではなく、その結果を次年度以降の事業にどのように反映させ、改善に取り組むべきかという検討を行うことこそが重要です！



② 事業概要：

系統名、区間等を記載する。車両減価償却費等国庫補助金等の車両補助を受けている場合においては、その旨を記載する。

③ 前回の事業評価結果（又は類似事業）の反映状況：

当該事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように地域公共交通計画（別紙）に反映させた上で事業を実施したのかを記載する。

④ 事業実施の適切性：

地域公共交通計画（別紙）に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,Cの3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

- A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤ 目標・効果達成状況：

計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとにA,B,Cの3段階で評価する。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。

- A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した
- B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった
- C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった

⑥ 事業の今後の改善点（特記事項を含む）：

事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討する。

「事業実施の適切性」や「目標・効果達成状況」において、「B」「C」となった項目を中心に、そのようになった要因を分析し、事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載する。改善策は、事業者の取組だけでなく、地域の取組について広く検討する。特に、評価結果を計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。

また、「目標・効果達成状況」において評価の対象とならない事項を中心に、事業の実施に関して特記すべき事項がある場合には、その内容を簡潔に記載する。なお、当該年度で事業が終了（系統廃止等）した場合はその旨を記載する。

生活交通確保維持改善計画の名称
西条市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>本市の路線バスや鉄道は公共交通として市民の日常生活に必要な移動手段であるとともに、観光客等の移動手段としても大きな役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及等により路線バスをはじめとする公共交通利用者は減少傾向にあり、その維持・確保に対する行政負担も年々増加している現状である。</p> <p>このような中でも、特に高齢化が進んでいる山間部の地域においては公共交通が唯一の移動手段となっている方も多く、路線バスの維持・確保が重要な課題となっている。そのため、山間部を運行する路線においては、利用者の主な移動目的である買い物や通院等に見合うルートに変更することで利便性の向上を図ってきており、引き続き、その運行を維持していく必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>当該路線の運行により買い物や通院等の目的行動が可能となる環境が整うため、利便性の向上による路線バス利用者の増加を図る。</p> <p>※当該バス路線の利用者数 1便あたり3人以上 （西条市地域公共交通網形成計画 P. 65 参照）</p>
（2）事業の効果
<p>買い物や通院といった目的行動が可能となる当該路線を維持することにより高齢者等が気軽に外出できる環境が整備される。利用者の増加に繋がれば新たな路線の拡充等を含めた検討を行うことができ、市民生活に寄り添った公共交通の構築が期待できる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>(1) 行う事業 地域住民や利用者から意向等の収集に努め、市街地での移動及び通院・買物移動に対応したダイヤ改正等を実施するとともに、公共交通の利用促進に向けた公共交通利用環境の整備を行う。</p> <p>(2) 実施主体 ○せとうち周桑バス株式会社 ○瀬戸内運輸株式会社 ○西条市地域公共交通活性化協議会 ○西条市</p>

<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>せとうち周桑バス株式会社、瀬戸内運輸株式会社、西条市</p> <p>西条市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分に補助率を乗じた金額を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>せとうち周桑バス株式会社 瀬戸内運輸株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため、記入不要</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>表5を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>20. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>○令和3年4月22日（第1回） 前年度事業・決算報告及び本年度事業計画・予算等について協議、承認 （持ち回り協議にて承認を得た。） ○令和3年6月25日（第2回） 令和4年度西条市地域内フィーダー系統確保維持計画等について協議、承認 （持ち回り協議にて承認を得た。）</p>
<p>21. 利用者等の意見の反映状況</p>
<p>活性化協議会には、市民や公共交通利用者を代表する委員がおり、協議会開催時のほか様々な機会を利用して公共交通に関する利用者の意見や地域住民等からの要望をいただいている。</p> <p>主な意見としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○買い物や通院に便利な路線や時間帯の運行に変更してほしい ○路線バスが走っていない地域への運行も検討してほしい ○利用者にとって分かりやすい情報提供をしてほしい 等 <p>これらの意見や要望等をもとに協議会での検討を実施し、当計画の策定に至った。</p>

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛媛県東予地方局地域産業振興部地域政策課・建設部建設企画課
関係市区町村	西条市副市長、西条市市民生活部
交通事業者・交通施設管理者等	瀬戸内運輸株式会社、せとうち周桑バス株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、四国旅客鉄道株式会社、四国地方整備局松山河川国道事務所、西条警察署、西条西警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	委員 西条市連合自治会、西条市老人クラブ連合会、西条市連合婦人会、西条市社会福祉協議会、西条商工会議所、周桑商工会、西条市医師会、瀬戸内運輸労働組合、西条市観光物産協会 アドバイザー 愛媛大学大学院理工学研究科、香川高等専門学校建設環境工学科、松山大学法学部法学科

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛媛県西条市明屋敷164番地

(所 属) 西条市市民生活部地域振興課地域交通係

(氏 名) 高本 大輝

(電 話) 0897-52-1720

(e-mail) takamoto1713@city.saijo.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西条市	せとうち周桑バス株式会社	(1) 保井野線	周桑(営)	湯谷口	保井野	往 36.9km 復 36.9km	1324回		路線定期 運行	②(1)	壬生川駅で補助対象地域間幹線系統と接続	③
	瀬戸内運輸株式会社	(2) 西之川線	西条駅前	西条 済生会 病院前	西之川	往 35.6km 循環	1460回		路線定期 運行	②(1)	伊予西条駅で補助対象地域間幹線系統と接続	③
	瀬戸内運輸株式会社	(3) 西之川線	西之川	西条 済生会 病院前	西条駅前	往 35.6km 循環	1704回		路線定期 運行	②(1)	伊予西条駅で補助対象地域間幹線系統と接続	③
		(4)				往 km 復 km	回					
		(5)				往 km 復 km	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

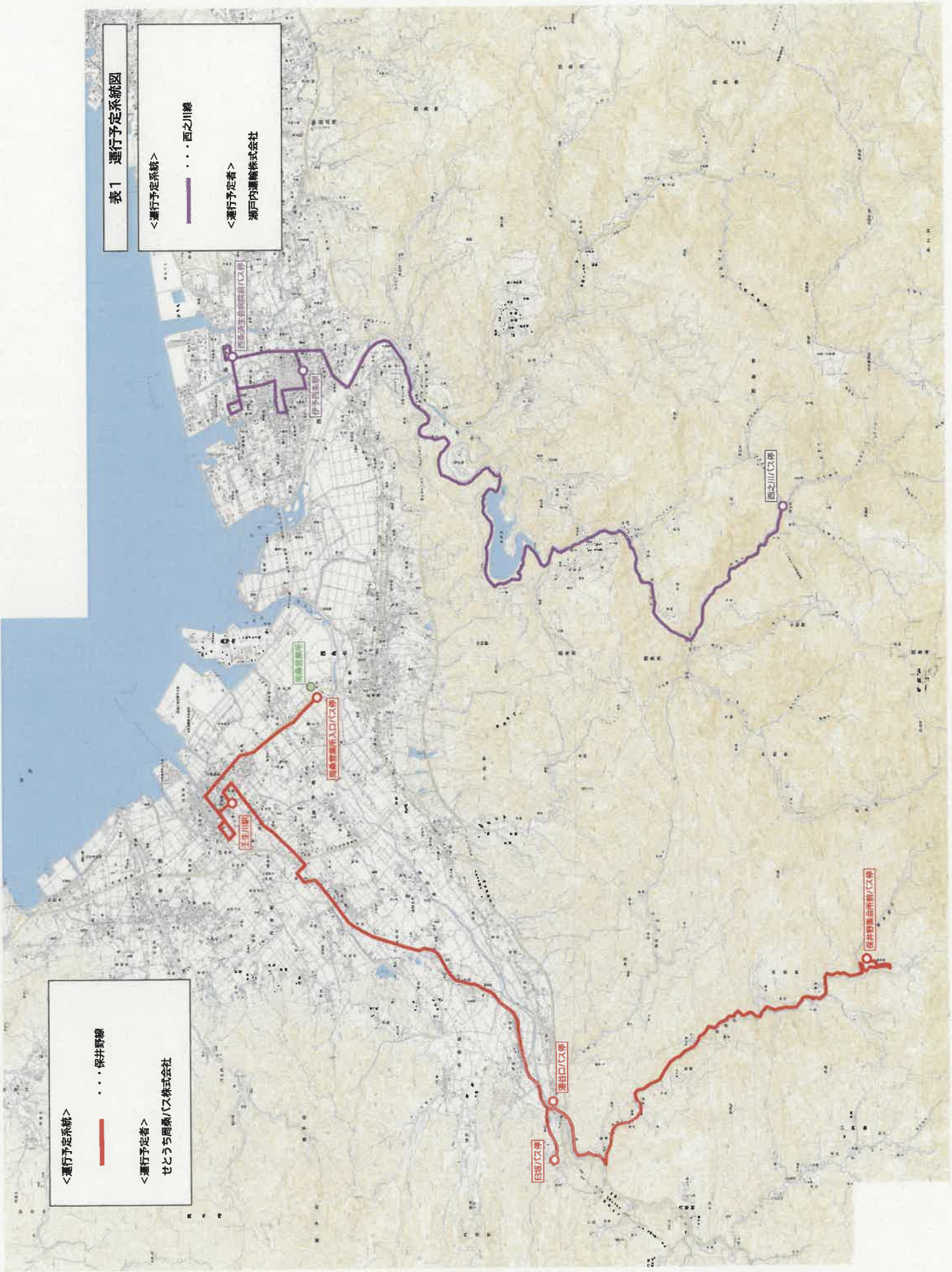


表1 運行予定系統図

<運行予定系統>
 西之川線
 <運行予定者>
 湖戸内運輸株式会社

<運行予定系統>
 保井野線
 <運行予定者>
 せとうち同業バス株式会社

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西条市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	78,111
交通不便地域等	663

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
663人	旧桜樹村、旧千足山村、 旧大保木村、旧加茂村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
西条市地域公共交通網 形成計画	令和2年3月1日	令和2年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5(2) 添付書類

